

国家戦略特区 検討要請回答

規制改革事項	農地転用許可基準の緩和・明確化
提案者	秋田県、三重県、岡山県

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
関係法令	農地法第4条、第5条

提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業用地開発に係る農地転用について、許可基準を緩和する。 ・ コンクリート等で基礎工事を施工する植物工場の設置に係る農地転用について、許可基準を緩和する。 ・ 農地の法面や畦畔における太陽光発電施設の一時転用許可を可能とする。 ・ 風力発電施設など再生可能エネルギー発電施設の設置について、農地法における第1種農地の不許可の例外とする。
提案に対する回答	<p>農地転用許可制度については、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導し、優良農地の確保を図りながら、地域において発生する転用需要にも適切に対応することとしている。</p> <p>なお、提案に対する個別の回答については、次のとおりである。</p> <p>①企業用地開発については、都市計画法に基づく市街化区域への編入を行う等、土地利用計画に基づく開発を検討することが適切と考える。（三重県）</p> <p>②植物工場については、個別に判断する必要があるが、畜舎や温室等と同様に、農業用施設として、周辺農地の営農への影響等に問題がなければ農地転用許可は可能である。（岡山県）</p> <p>③法面等への太陽光発電設備の設置については、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備の取扱いと同様、再度、一時転用許可を受けることにより継続的な設備の設置が可能となるよう、先行事例における営農への影響等を検証しながら対応する予定である。（岡山県）</p>

④再生可能エネルギー発電設備の設置については、本年5月に施行された「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づき、市町村が基本計画において再生利用困難な荒廃農地等を再生可能エネルギー設備の整備区域に含めた場合には、第1種農地であっても例外的に転用できるよう措置している。

特に、風力発電施設については、風況の関係から立地場所が制約されること等から、荒廃農地以外の第1種農地であっても設備区域に含めて転用することが可能となっている。(秋田県)

【関係法令抜粋】

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）

（農地の転用の制限）

第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第五項において同じ。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第四項において同じ。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。